

住民側の返還請求棄却



名古屋高裁入りする名古屋市民オンブズマンのメンバー=26日午後0時55分、名古屋市中区三の丸で(鶴飼一徳撮影)

デザイン博訴訟 差し戻し審

前市長が逆転勝訴

名高裁「裁量権逸脱なし」

同裁判長は、争点だつた当時の市と協会の関係について「デ博協会は（赤字分）市に負担す

を委託され、実質的には準委任関係にあつた。断。

その上で「（黒字分）市からデ博の準備、運営する義務があつた」と前市して協会に残つた二億

や備品を購入したのは博覧会の赤字隠しのための違法支出だとして、名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長（）に市への約十億三千万円の返還を求めた訴訟の差し戻し審判決が二十六日、名古屋高裁であった。青山邦夫裁判長は「前市長に裁量権の乱用などはなかつた」として、前市長に約十億三千万円の支払いを命じた一審判決を取り消し、請求を棄却するオンブズマン側逆転敗訴の判決を言い渡した。オンブズマン側は上告を検討する。〔関連①面〕

一九八九年に名古屋市で開かれた「世界デザイン博覧会」後、市がデ博協会から施設

デ博の赤字を回避する目的だと認定し、前市長に約十億三千万円の支払いを命令。差し戻し

前の二審も一億二千万円の支払いを命じた。しかし、提訴から十五年を経て、一転して前市長の賠償責任が否定される異

例の展開となつた。昨年七月の最高裁判決があつたとは認められな

い」と主張していた。

訴訟はデ博が閉幕した翌年の九〇年八月、オンブズマンが起こした。

市民の監視無力化

理人の新海聰弁護士の話

税金の使い道の透明性

監視を無力化し、秘密裏

を高めることに逆行す

に処理することを可能

目的が赤字回避だった点を認定した上で、前市長に裁量権の逸脱・乱用による損害賠償の責任があるか否かについては、「市と協会の関係などを検討しなければ判断できない」と指摘、審理を名古屋高裁に差し戻した。

オブズマン側は「市は協会へデ博という仕事を依頼しており市の完成を依頼しており市と協会は請負的な関係。

協会は仕事を完成させる義務があり、市側に補てんを求めるることはできない」と主張していた。

オブズマン側は「市は協会へデ博という仕事を依頼しており市の完成を依頼しており市と協会は請負的な関係。

協会は仕事を完成させる義務があり、市側に補てんを求めるることはできない」と主張していた。

代理人が読み上げた西尾武喜前市長のコメント

提訴以来、長い期間を要したが、世界デザイン博を適切に運営したことについて、主張が理解されたと認識している。私個人としてはデザイン博を開催したこと、微力ながら名古屋のまちづくりに貢献できたと誇りに思っている。

にする判決とも言える。
上告を視野に検討した

デザイン博訴訟の経緯	
1989年	名古屋市で世界デザイン博覧会が開催される
7~11月以降	名古屋市がデ博協会から使用済みの施設や備品など約10億3000万円分を購入
90年8月	名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長、デ博協会などに約10億3000万円の返還を求めて提訴
96年12月	名古屋地裁が西尾前市長、デ博協会などに約10億3000万円の支払いを命じる判決
99年12月	名古屋高裁が西尾前市長、デ博協会に2億1000万円支払いを命じる判決
2004年7月	最高裁が二審判決を破棄し名古屋高裁に差し戻し
05年7月	名古屋高裁で差し戻し後の控訴審第1回口頭弁論、即日結審
05年10月	名古屋高裁で差し戻し後の控訴審判決

世界デザイン博覧会
名古屋市で世界デザイン博覧会が開催される
名古屋市がデ博協会から使用済みの施設や備品など約10億3000万円分を購入
名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長、デ博協会などに約10億3000万円の返還を求めて提訴
名古屋地裁が西尾前市長、デ博協会などに約10億3000万円の支払いを命じる判決
名古屋高裁が西尾前市長、デ博協会に2億1000万円支払いを命じる判決
最高裁が二審判決を破棄し名古屋高裁に差し戻し
名古屋高裁で差し戻し後の控訴審第1回口頭弁論、即日結審
名古屋高裁で差し戻し後の控訴審判決

名古屋市で世界デザイン博覧会が開催される
名古屋市がデ博協会から使用済みの施設や備品など約10億3000万円分を購入
名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長、デ博協会などに約10億3000万円の返還を求めて提訴
名古屋地裁が西尾前市長、デ博協会などに約10億3000万円の支払いを命じる判決
名古屋高裁が西尾前市長、デ博協会に2億1000万円支払いを命じる判決
最高裁が二審判決を破棄し名古屋高裁に差し戻し
名古屋高裁で差し戻し後の控訴審第1回口頭弁論、即日結審
名古屋高裁で差し戻し後の控訴審判決